

【海外出張】

ワシントンDCへの海外出張

国際協力部教官

横山 栄作

第1 はじめに

ワシントンDCにある世界銀行の本部ビルにおいて、平成28年（2016年）12月5日から同月9日にかけて、“Law, Justice and Development Week 2016”が行われた。“Law, Justice and Development Week”（以下「LJD Week」と記す。）は、1年に1回、世界銀行グループ等の共催により、地球規模の様々な課題を、法・司法・開発といった観点から論じ合う場である。

法制度整備支援を行うに当たっては、他の開発支援団体との間で、支援の重複や支援の方向性の矛盾などといった、いわゆるドナー間コンフリクトを生じることがままある。こうしたドナー間コンフリクトを生じさせない、もしくは円満に解決していくためにも、他の開発支援団体の考え方を知り、また、実際に支援を実施している人たちと議論を交わしていくことは非常に重要なことである。

その意味において、法制度整備支援に関する国際会議に参加することは極めて有意義なことであって、法務省法務総合研究所国際協力部では、3年前からLJD Weekでのセッションに参加している。

今般、当部副部長の伊藤浩之及び小官の2名が、LJD Week 2016でのセッションに参加し、かつ、ワシントンDCにおいて活動している国際機関等を訪問すべく、海外出張を行ったので、以下、LJD Weekのセッションの状況等を含めワシントンDCでの活動について紹介したい。なお、本稿において、意見にわたる部分は私見に過ぎない。

第2 LJD Week 2016の状況について

今年は、気候変動（Climate Change）、国際金融機関（International Financial Institutions）、グロー

バルフォーラム（Global Forum）という3つのメイントラックが設定されていた。以下、参加したセッション等の概要について紹介する。

1 気候変動、国際金融機関セッション

(1) Plenary Sessionにおいて、世界銀行総裁のMr. Jim Yong Kimが、「LJD Weekで気候変動問題を取り上げ、気候学者だけでなく、法学者、法律家が一堂に会して議論する機会を設けることができたことが意義深い」という趣旨の開会挨拶を行ったのに続き、オックスフォード大学オックスフォードマーティン校校長のMr. Achim Steinerによる基調講演があり、メイントラックの一つである気候変動問題につき、各国、各都市の役割の重要性、気候変動問題に法律家が関わることの重要性などについて述べていた。

(2) LJD Weekの初日及び2日目は、主に気候変動問題について議論するセッションであり、そのうち、「都市による取組のための法的手段」、「気候変動と法の支配」という2つのセッションに参加したが、いずれも、気候変動にかかるパリ協定の実施のため、法律の制定など種々の法的整備が必要になるという内容であった。

3日目の国際金融機関セッションでは、経済協力開発機構（OECD）職員らがスピーカーとなるセッションに参加したが、統一基準による法整備評価、経済的観点からの法整備評価に関する話であり、OECDといった経済分野の国際機関による支援が、経済的観点を中心に検討されていることがうかがえる内容であった。



基調講演風景

2 グローバルフォーラムセッション

(1) Global Forum Day (4日目)は、様々な課題を討議するセッションがあり、「アジアにおける Access to justice のためのネットワークガバナンス」というセッションでは、東京大学大学院総合文化研究科の佐藤安信教授が、ネットワークガバナンスという概念について紹介し、ミャンマーのティラワ経済特区における住民の移転と住民への補償のケースや、土地問題に関するカンボジア、ベトナムでの例を挙げていたほか、元世界銀行職員で開発・紛争スペシャリストの黒田和秀氏、長島・大野・常松法律事務所の早川健弁護士がパネリストとしてコメントを行っていた。

また、「犯罪防止と刑事司法」のセッションでは、Penal Reform International (PRI) の Mr. Nikhil Roy がモデレーターとなって、Access to justice, 人権監視, 刑務所改革, 効率的な市民参加などにより、犯罪防止, 更生などを図っていくべきという、刑事司法改革に関するパネルディスカッションが行われた。

(2) Global Forum Day では、同日の最後の時間帯に、「法の支配に対する支援」をテーマとしたセッションも行われ、

LexisNexis¹, 東京大学(前記佐藤安信教授), 名古屋大学法政国際教育協力センター(CALE²)及びInternational Legal Foundation (ILF)³の4団体からのスピーカーによる発表及び質疑応答が行われた。

元々, CALE, 独立行政法人国際協力機構(JICA)及び当部において一つのセッションを共同提案していたものであるが, Rule of Law に関連するテーマを集約・統合したセッションとして実施することになり, CALEのコン・テイリ准教授がスピーカーとなって, 日本の法整備支援について, その歴史や手法, 各種団体が協力して実施していることなどの紹介を行ったほか, 支援国側と受入国側との間のバリアや受入国側内でのバリアを克服するために, 関係者間の協働・コミュニケーション等が重要であることを述べた。また, 伊藤からも, 補足としてラオスでの活動について紹介し, セッションのモデレーターを務めた

¹ 判例その他の情報のオンラインデータベースプロバイダーであり, Mr. Ian P. McDougall による発表では, Rule of Law の定義や基本要素に触れた上, 自社が分析し公表している Rule of Law index の紹介等を行った。

² Center for Asian Legal Exchange

³ 主に, 紛争後の国の公設弁護士に関する支援を行っているNGOであり, Ms. Betsy Walters による発表でもSDGs(持続可能な開発計画)のゴール16.3(Access to justice)と関連付けて, multilateral partnerships の重要性を述べていた。



各セッションにおける討議風景

世界銀行の Mr. Paul Scott Prettitore から、日本の法務省からの参加について歓迎の意が示された。

第3 ワシントンDCにおける国際機関等への訪問

1 連邦司法センター (Federal Judicial Center) 訪問

同センターで Director を務めている Ms. Mira Gur-Arie から、連邦司法センターの概要及び米国司法制度について説明を受けた。同センターは、主として連邦裁判官に対する研修を行っている施設であり、日本の司法研修所から派遣された、連邦司法センターでの研修制度等を調査するための研修生を受け入れたことがあるとのことであった。研修内容は、ケースマネジメント、裁判官倫理、IT関連（裁判所設備の使用方法を含む）、DNA技術など裁判に必要な科学技術の知識など多種にわたっており、研修教材も充実していた。

2 モーリーンアンドマイクマンズフィールド財団 (The Maureen & Mike Mansfield Foundation) 訪問

財団において President 及び CEO を務める フランク・ジャヌージ氏 (Mr. Frank S. Jannuzi) から、近時、ベトナム支援に力を入れており、特に立法関連の支援を実施していること、ミヤ

ンマーのビジネス関係の民間人を集めて、香港国立大学での研修を実施したことなど、財団で取り組んでいる支援活動についての説明があった。

ジャヌージ氏は、対象国のイニシアティブを大事にするアプローチを取っているとのことであり、同財団の活動が、法制度整備支援における日本の基本理念に近い考え、方法により支援を実施されていると把握できたことは大きな収穫であった。

3 International Legal Assistance Consortium (ILAC) 関係者との面談

ILAC のワシントン駐在員である Ms. Quinn O'Keefe と面談した。ILAC は、紛争後の国や政情等不安定国に対する司法機能等回復・整備支援を行っているスウェーデン系の国際機関であり、現在、シリア、チュニジアなどにおいて、いかに司法機能等を早期に回復させるかという難しい支援を実施している団体であることなど、ILAC の概要について説明を受けた。なお、日弁連も ILAC の原加盟団体となっており、現在、各国の弁護士会等 50 の団体が ILAC に加盟している。

4 米国法律家協会 (American Bar Association : ABA) 訪問

ABA にはアジア担当部があり、同部の Director を含む担当者 11 名と意見交換を行う

機会を得た。ABAの活動は、中央アジア、中国、フィリピン、パキスタン、スリランカなど多方面にわたっており、主に人材育成等を中心に支援しているとのことであった。当部からも、持参した当部のパンフレットを渡した上、支援対象国に長期専門家を派遣していること、できるだけ相手国の文化等にも配慮した支援を実施していることなどについて口頭でも説明した。こうした意見交換を通じ、アジア担当部のDirectorを含めた多数の担当者と知り合うことができた。これは、今後の法整備支援にとって有意義なことと思われる。

第4 所感

LJD Week 参加を通じて、全体的にアジアからの参加者が少ないという印象を受けた。今後、法制度整備支援プロジェクトを円滑に実施していくには、欧米を中心とした開発支援団体及びその担当者との間で、良好な関係を築いていく必要があると考える。そのためには、まず自らの活動を知ってもらうことが大事であるにも関わらず、アジアからの参加者が少なく、アジアを拠点として活動している開発支援団体の活動、考え方について、

十分な広報ができていなかったのではないかと感じた。当部としては、今後もLJD Weekのような機会を積極的に活用し、当部の活動をしっかりと紹介し、その考え方を知らしめていくことが重要と感じた次第である。

また、ワシントンDCに拠点を置く種々の国際機関等の関係者と面談することができ、その活動内容、考え方などを聞くことができた。今回の出張を通じて、法制度整備支援プロジェクトに資する情報共有が可能な人脈を得たと感じている。

以上のとおり、今回の海外出張は、非常に有意義なものであり、今後も同様の機会を逃さず、積極的に参加するようにしていきたいと考えている。

最期に、LJD Week 2016への参加に対して多大なる協力を頂き、このような素晴らしい機会を与えてくれた世界銀行の小川明子氏に心より感謝申し上げます。また、ワシントンDCを拠点とする国際機関等の訪問を手配していただいたJICAの関係者の皆様、特に、同産業開発・公共政策部の入江克典国際協力専門員、神谷望企画役のお二人にもこの場を借りて感謝申し上げます。